

令和8年7月1日

現場代理人の常駐及び主任技術者に係る緩和措置について

高崎市財務部契約課
高崎市水道局経営企画課
高崎市下水道局総務課

建設工事請負契約約款において求めている、現場代理人の常駐及び主任技術者について、平成26年4月以降に入札を行った工事に対し緩和措置を適用しておりますが、兼任の対象となる工事の条件を下記の通り一部改正します。

なお、兼任の対象となる工事は、高崎市又は高崎市上下水道事業の発注する工事となります。

記

1 改正の概要

従来、兼任可能な要件として工事現場の相互の距離が10km程度の範囲内としていた条件を撤廃いたします。また、本改正に伴い下記7に定める「現場代理人兼任届（様式1）」又は「主任技術者兼任届（様式2）」の様式及び添付書類を見直します。

2 共通要件

（ア）発注者

工事がいずれも高崎市（高崎市上下水道事業を含む。）が発注した工事であること

（イ）請負金額

4,500万円未満（建築一式工事 9,000万円未満）

（ウ）兼任件数

2件まで

（エ）特記仕様書等に現場代理人の兼任ができない旨の記載がないこと。

適切な施工が確保できない等の理由により、兼任が認められないと判断した工事については、要件を満たしていても当該特例措置の対象外とします。

3 現場代理人の常駐緩和

兼任件数 2件

4 主任技術者の兼任が認められた工事について

現場代理人が常駐の主任技術者の兼任件数 3件

なお、建築一式工事で8,000万円以上を下請けに発注する場合は、専任の監理技術者を配置することになりますので9,000万円未満の工事を受注した場合でも主任技術者の兼任はできません。

5 雇用関係について

現場代理人と請負者の雇用関係について、「契約日（一般競争入札の場合は公告日）前3ヶ月以上継続して雇用関係があること」とします。

6 適用工事について

令和8年7月以降に入札を行った工事に適用します。なお、適用時点で既に契約・着工している工事についても、同様に適用します。

7 兼任のための手続

「現場代理人兼任届（様式1）」又は「主任技術者兼任届（様式2）」に必要事項を記載し、「契約課」へ原本、「事業担当課」へ原本の写しをそれぞれ1部提出してください。

8 注意事項

（1）連絡体制等について

- ①兼任が認められた場合、発注者及び監督員と携帯電話等で常時、確実に連絡を取れるようにし、発注者又は監督員が求めた場合には、工事現場等に速やかに向かう対応を常時、確実に行なえるようにしてください。
- ②安全管理・工程管理について、より一層の配慮ができるようにしてください。

（2）引き続いて現場代理人を兼任することができなくなる場合について

- ①契約変更により、現場代理人又は主任技術者の兼任を認められた工事のいずれかが請負金額4,500万円以上（建築一式工事の場合は9,000万円以上）になった場合は、引き続いて現場代理人、主任技術者を兼任することはできません。
- ②現場代理人を兼任することにより、不十分な施工管理体制、事故の発生等、請負契約の適正な履行を妨げる事象が生じた場合、または生じる恐れがある場合は兼任を認めないことがあります。
- ③兼任することができなくなった場合は、速やかに「現場代理人・主任技術者変更届（様式3）」に必要事項を記載し、「契約課」へ原本、「事業担当課」へ原本の写しをそれぞれ1部提出してください。

（3）技術者が不足する場合について

落札後、配置できる技術者がいないことが判明した場合、指名停止となります。

問い合わせ

高崎市財務部契約課工事委託担当	027-321-1211
高崎市水道局経営企画課財務担当	027-321-1282
高崎市下水道局総務課財務担当	027-321-1263